

令和5年3月3日

水泳教室における溺水事故に関するお詫び

令和2年1月9日、公益財団法人江東区健康スポーツ公社の施設である有明スポーツセンターの屋内プールにおいて、弊社が児童を対象とした水泳教室を実施した際、弊社に所属する指導員の安全管理が不十分であったことが原因で、溺水事故（以下「本件事故」といいます。）が発生しました。被害に遭われたお子様及びそのご家族様に対し、本件事故により、強い恐怖心を抱かせてしまったこと、多大なご迷惑をおかけしてしまったことについて、深くお詫び申し上げます。

本件事故の際、1名の指導員が、14名の受講者（児童）を担当しておりました。そして、本件事故の主な原因は、ボビング練習（プールの水底を蹴ってジャンプし、顔を水中と水上に出し入れて呼吸をしながら前進をする練習です。）の際に指導員が、特に水に慣れていない4名の児童の補助を行いながら、同時に他の10名の児童には、自身の判断で約12.5mの距離までボビング練習を行わせるという、複数の指導を同時に行なっていたことがあります。指導員は、全ての受講者が常に視界に入る位置で指導を行うべきであったにもかかわらず、水に慣れていない4名の指導のみに集中し、他の10名の児童から約10分間も目を離しておりました。そして、上記10名は、自身の背丈よりも深い120～130cmの水深のプールにおいて、ボビング練習を行っていたため、極めて危険な状況でした。弊社は、上記指導員に、責任者として長年水泳教室を担当させ、業務を一任しておりました。もっとも、弊社は、具体的な指導方法や現場での問題点について確認を怠っており、本件事故の発生については弊社の責任であると強く認識しております。結果として、上記指導員には、刑事処分（業務上過失傷害罪）として、罰金20万円が科せられました。

弊社は、本件事故の発生原因に関する検証結果に基づき、再発防止策をマニュアル化し、安全に指導できる児童数を定めた上、このような事故を二度と繰り返さないために適切な指導方法を共有しております。また、現在弊社が主催する児童向け水泳教室においては、弊社の行動指針に基づく水泳教室の内容及び安全性について、事前にお客様（事業者様）にご説明した上、実施させていただいております。

弊社は、安全と安心を事業の根幹としており、これはお客様が寄せて下さる信頼の源泉ですが、その信頼を脅かす溺水事故を発生させてしまったことを深くお詫び申し上げます。被害に遭われたお子様が、弊社の指導員の指導を信頼して、一生懸命水泳教室に取り組んでいただいていることは間違いありません。被害に遭われたお子様及びそのご家族様におかれましては、本件事故を境に長く、苦しく、不安な日々を過ごさせてしまったことを心よりお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

有限会社アクアティック
代表取締役 伊藤 歩

